

8 消安第 248 号  
令和8年5月7日

農業資材審議会長  
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

シアントラニリプロール

8 消安第 249 号  
令和 8 年 5 月 7 日

農業資材審議会長  
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ダミノジッド

8 消安第 250 号  
令和 8 年 5 月 7 日

農業資材審議会長  
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

トリシクラゾール

8 消安第 251 号  
令和 8 年 5 月 7 日

農業資材審議会長  
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ピラクロニル

8 消安第 252 号  
令和 8 年 5 月 7 日

農業資材審議会長  
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ピリミジフェン

8 消安第 253 号  
令和 8 年 5 月 7 日

農業資材審議会長  
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ブプロフェジン